

○ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件概要版

項目	性能要件等	備考										
第一条（総則）												
	貸切バス事業者が、運転者に対して指導監督及び特別な指導（以下「指導監督等」という。）を実施する際にドライブレコーダーにより記録すべき情報及び当該実施の際に使用すべきドライブレコーダーの性能要件に関しては、この告示の定めるところによる。											
第二条（記録する映像等）												
(1)	運転者が乗務している間、及び指導監督等において運転している間は、次の項目の記録ができること。 ①自動車の前方の映像 ②自動車の運転者等の映像 ③自動車の瞬間速度 ④自動車の加速度 ⑤警報音（運転者に対して発する警報音等が録音できること） ⑥日付及び時刻	①の映像を撮影する前方用カメラは運転者席より前方であって車両中心線付近に備え付けること。 ②の映像は運転者用カメラにより撮影される運転者の挙動、変速装置、かじ取ハンドルの映像をいう。 ④の加速度は（1.2）～（1.5）の性能を満たす加速度記録計が装備されている場合に記録できること。										
(2)	（1）の①～⑤は日付及び時刻で連動すること。											
(3)	（1）の①、②、⑤及び⑥の記録は、広く一般的に用いられている再生用ソフトウェアを用いて同時に再生できること。	「広く一般的に用いられている再生用ソフトウェア」とは、専用の分析ソフト以外の、無償で容易に入手可能な再生用ソフトウェア（メディアプレイヤー等）であり、当該再生用ソフトウェアで再生可能なファイル形式（A V I、M P E G - 4 等）で記録を作成及び保存できること。										
第三条（前方用カメラ）												
(4)	左右にそれぞれ5.0度以上、上下にそれぞれ3.5度以上の角度の範囲を撮影できること。											
(5)	640×480ドット以上の解像度で映像を記録できること。											
(6)	夜間において前照灯等をつけた状態で、指導監督等に支障がない程度に映像を記録できること。											
(7)	0.1秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。											
第四条（運転者用カメラ）												
(8)	夜間でも指導監督等の実施に支障がない程度に自動車の運転者等の映像を記録できること。											
(9)	0.2秒に1回以上の頻度で映像を記録できること。											
第五条（瞬間速度記録計）												
(10)	瞬間速度の記録の分解能が2.5km/h以下であり、かつ、0.5秒に1回以上の頻度で瞬間速度を記録できること。											
(11)	瞬間速度の情報をパソコンを用いて表示した場合の誤差は、以下の左欄に掲げる速度ごとに右欄の許容誤差の範囲内であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">瞬間速度 (km/h)</th> <th style="text-align: left;">速度表示の許容誤差 (km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>±3.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>±3.0</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>±3.5</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>±4.5</td> </tr> </tbody> </table>	瞬間速度 (km/h)	速度表示の許容誤差 (km/h)	40	±3.0	60	±3.0	80	±3.5	100	±4.5	
瞬間速度 (km/h)	速度表示の許容誤差 (km/h)											
40	±3.0											
60	±3.0											
80	±3.5											
100	±4.5											
第六条（加速度記録計等）												
(12)	3方向のいずれかにおいて2.5m/s ² 以上の加速度が発生した場合に検知できること。											
(13)	加速度の記録の分解能は、0.5m/s ² 以下であること。											
(14)	0.1秒に1回以上の頻度で加速度を記録できること。											
(15)	自動車運送事業者があらかじめ設定した値又は2.5m/s ² のいずれか大きい数値以上の加速度を検知した場合には、その前後10秒以上の（1）①～⑥の記録ができること。											
第七条（録音機）												
(16)	警報音を記録できる録音機を備えていること。	警報音は、車線逸脱警報装置その他の自動車に備え付けられている装置が安全を確保するために運転者に対して発する警報音をいう。										

第八条（日付及び時刻記録計）		
（17）	日付及び時刻を記録できること。	
（18）	日付又は時刻の変更を行った場合に、その履歴を記録できる機能を備えたものであること。	
第九条（記録装置等）		
（19）	（1）①～⑥の情報を連続24時間以上記録できる記録媒体を備えたものであること。	
（20）	記録媒体が装着されていないこと等により適切な記録が行われない状態で自動車が行った場合、灯火、音声等により運転者に伝達する機能を備えていること。	
（21）	改ざん防止のため、外部からの書き込み、消去等の処理を防止する機能を備えたものであること。	<p>記録の改ざん・不正操作対策がとられていること。</p> <p>【対策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体の取出しを施錠等の物理的手段により制限する機能 ・記録装置内部の取り外しの出来ない記録媒体に常時記録を保存する機能 ・自動通信により、外部の記録装置に常時記録を保存する機能
第十条（耐久性）		
（22）	堅ろうであり、かつ、振動、衝撃等により容易に機能を停止しないこと。	